

委託仕様書

1 件名

「いたばし防災+フェア2026・2027」企画・運營業務委託

2 委託概要

受託者は、区が実施する応急救護訓練や初期消火訓練等の訓練要素に加え、革新的なテーマを用いて防災に対する興味・関心を喚起し、子どもから大人まで楽しく体験・参加できるコンテンツを数多く取り入れることにより、幅広い層に防災意識を啓発することを目的としたイベントの企画及び運営を行う。

3 事業の目的

(1) 目的

住民の災害に対する関心が高まっているなか、強い発信力で住民の防災に対する興味・関心をさらに高めるとともに、幅広い層が楽しんで参加できるコンテンツを用意することで、防災に対する関心が低い若年層にも働きかけを行い、板橋区の地域防災力の醸成を図る。

(2) 実施日時

令和8年: 令和8年11月3日(火)10時から15時まで ※予定

令和9年: 令和9年11月3日(水)10時から15時まで ※予定

(3) 実施会場

令和8年度 小豆沢体育館 小豆沢公園

令和9年度 加賀スポーツセンター 東板橋公園

※会場図面は別紙のとおり

(図面の黒塗り部分は、使用不可の居室とする。なお、使用不可の居室は契約後変更の可能性がある。)

4 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日

※契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

5 イベントテーマの設定

災害や防災と親和性が高く、若年層など幅広い層の興味・関心を喚起することのできる革新的なテーマを1つ以上設定し、これに基づく会場レイアウトや装飾などを企画し、実施すること。(令和7年度実施のイベントテーマ:「宇宙」「スポーツ」)

設定したテーマは2年間引き続いて実施することとし、契約が継続される場合、前年度の

運営、来場者意見等をふまえ、必要に応じて、事業の質の向上を目指すこと。

6 令和8年度の業務

(1) コンテンツの企画・運営

「5 イベントテーマの設定」で提案したイベントテーマに基づき、防災訓練のコアな参加者から防災知識の少ない方まで、すべての方が楽しみながら防災知識を身に付けることのできる体験コンテンツを企画し、運営すること。なお、企画にあたっては以下の点に留意すること。

- ① 来場者数の想定は4,000名程度とする。
- ② 受託者は、会場における出展ブース、電源設備、仮設ステージや音響等設備、案内サイン仮設ゴミ捨て場、入場用アーチ等、運営に必要な一切の設営及び撤収を行うこと。
- ③ 電気設備設営及び配線は、資格を持ったものが行うこと。
- ④ 体育館等、施設内及びその導線は区と協議の上、原則全面養生するものとし、養生の設営・撤収・処分は受託者が行うものとする。

また、屋外は、特殊車両及び出展者搬入用車両等の出入りに伴い、施設及び敷地、設備等が痛まないよう適切な養生対応を行うなどの必要な措置を行い、終了後は現状復旧を行うこと。

- ⑤ 荒天時は中止又は事業規模の縮小とし、荒天予報による中止判断については実施2日前の午前9時までに区が開催可否を決定する。
- ⑥ 受託者は、プログラム及び会場図のほか、企画・運営に係る進行表を作成し、あらかじめ区の承諾を受けること。また、これらは通常案に加え、雨天決行に備えた案を別途作成し、併せて区の承諾を受けること。
- ⑦ 前項で定めたプログラム(通常案)には、以下を含めること。

(ア)楽しみながら防災知識が身につくステージショー

(イ)テーマに合わせたイベントコンテンツ

(ウ)飲食の販売・提供(防災食体験キッチンカー等)

(エ)来場者が飲食・休憩するためのスペース

(オ)区指定の出展ブース・スペース

※本ブース・スペースは区が直接依頼した団体等が運営するため、受託者による招致は不要である。

【出展想定案】

- ・ 初期消火訓練ブース(消火器訓練、ポンプ操法等)
- ・ 応急救護訓練ブース
- ・ 消防署関係(まちかど防災体験車等)
- ・ 警察署関係ブース(白バイ乗車体験、災害救助犬周知等)
- ・ 自衛隊関係ブース(特殊車両展示、オリジナルグッズ販売等)
- ・ 関係自治体・事業者ブース等 25～30団体程度

- ⑧ 会場周辺の住民に対しゴミや騒音等の配慮を十分行うとともに、事前周知・説明について区と調整のうえ行うこと。
- ⑨ 来場者等の安全確保と円滑なイベント運営を図るため、必要な人員配置、許認可（道路占用許可申請等）を含めた関係機関との調整、保険の加入等を行うこと。この「必要な人員配置」には、企画・調整・運営・警備に関わる一切の人員を含むこととする。
- ⑩ イベント終了後、会場で生じたゴミの処分は原則として受託者が行う。ただし、会場の現状復旧は受託者が行うこととし、その経費についても受託者が負担する。
- ⑪ 会場レイアウト検討の際は、様々な来場者を想定したバリアフリー及びアクセシビリティに配慮し、授乳室、おむつ替え室、休憩スペース等を配備すること。
- ⑫ イベント実施後は、来場者アンケートの、集計を行うこと。
- ⑬ ステージショーには、手話通訳者を用意すること。
- ⑭ 当日の運営に要する備品(IP無線等)を用意すること。
- ⑮ 「いたばしウォーキング大会」のゴール地点でイベントを実施する予定のため、当大会と連携したイベント運営とすること。

(2) イベント広報手法の提案・実施

当該イベント内容を広く周知し、多くの参加者を集めるための効果的な広報手法の提案を行うこと。また、広報手法の提案にあたっては以下の点に留意すること。

- ① 以下の広報物を制作し、配布すること。また、ポスター及びチラシは区と協議により配布計画を作成するものとする。なお、これら制作物については、別途PDF形式のデータも納品する。
 - (ア) フルカラーポスター：A3サイズ×1,000枚程度・A1サイズ×30 枚程度
 - (イ) フルカラーチラシ：A4サイズ×4,000枚程度
 - (ウ) 会場案内図：A4サイズ×3,000枚程度
- ② 広報物のデザインについては、区の確認を受けて区が決定すること。
- ③ いたばし防災＋プロジェクトのロゴが入ったオリジナルの限定グッズ(単価：500 円程度)を 3,000 程度制作し、別に区が指定する方法で納品・配布すること。
また、グッズの決定については区の決定を受けること。
- ④ インターネットのPRサイトや告知サイト、SNS などを活用し、積極的に周知・広報すること。
- ⑤ 本契約に基づいて作成されたあらゆる著作物に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利を含む。)は区に帰属する。受託者は、著作者人格権を行使せず、第三者を行使させない。

(3) 提出書類

- ① 本委託契約締結後、受託者は速やかに以下の事項を記載した「事業実施計画書」を区に提出する。
 - (ア) 責任者の氏名・連絡先等
 - (イ) 人員体制

- (ウ) 事業本番までのスケジュール
- (エ) プログラム、会場図、進行表(通常時の案)
- (オ) プログラム、会場図、進行表(雨天決行時の案)
- (カ) 緊急時の連絡先等

② 受託者は、イベント実施の写真もしくは動画を区が指定する形式で記録し、適宜区へ提出する。なお、これら記録は板橋区公式ホームページや板橋区の有するSNSアカウントに掲載するほか、広報のためマスメディアにも提供することがある。そのため、特定の個人を識別できるような画像・動画等の記録時には本人の許可を得ること。

7 令和9年度の業務内容

令和8年度の業務内容と同様とし、提案したテーマを引き継ぐものとする。ただし、令和8年度業務の成果物・手法等について、令和9年度業務にて活用できるものは工数等に配慮することとする。また、令和8年度業務の課題は令和9年度業務にて改善を図ること。

8 委託料の支払

受託者は、全業務履行後、事業報告書とあわせて「委託完了届」を区に提出する。区はこれを確認後、受託者より請求書を徴して委託料を一括で支払う。

9 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する人員を配置すること。
- (2) 受託者は行程管理を適切に行い、実施すること。
- (3) 受託者は区と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。
- (4) 自然災害等、やむを得ない事情により本事業の規模を縮小することや、開催を中止する想定があることに留意すること。また、この場合の関係機関等への連絡は原則として受託者が行うこととし、委託料の支払い、その他契約条件の変更については、区と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (5) 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、付帯する業務の一部についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に本契約内容を十分に理解させ、かつ再受託者の氏名、再委託の内容及び業務履行場所を区に事前に文書により報告し、その承認を得なければならない。
- (6) 故意又は過失を問わず、本業務の履行にあたって受託者が区、区施設公共物又は参加者及び関係者に損害を与えた場合、賠償の責は受託者が負うこととする。
- (7) 受託者は本委託においての個人情報について、一切の閲覧・収集を行わないこと。
- (8) 本仕様書に添付した図面の取り扱いには十分注意すること。
- (9) この契約による業務の実施にあたっては、関連法令を遵守すること。
- (10) 受託者は搬入・搬出等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。

- (1 1) 区が実施する「いたばしウォーキング大会」との連携にも配慮すること。
- (1 2) 「いたばしウォーキング大会」とは別に他課との連携を行う場合は、運営面での調整等に配慮すること。
- (1 3) イベント当日は、一般の利用者も体育館を使用するため、導線等配慮すること。
- (1 4) 本仕様に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、区と受託者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

10 担当者

板橋区 危機管理部 地域防災支援課 地域支援係 小野 電話 03-3579-2152